

## 上限金利の引下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」

### 及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

消費者金融・クレジット・商工ローン等で多額の債務を負い、返済困難に起因した多重債務問題が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪等の被害を引き起こす要因になっているケースも多く、深刻な社会問題となっている。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられる。

現在、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という）上の、上限金利は年29.2%であり、ほとんどの貸金業者等がこの出資法の上限金利で営業している。

この出資法の上限金利については、平成15年7月ヤミ金融対策法（貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という）及び出資法の一部改正法）の制定の際、3年を目処に見直すこととされ、その時期は平成19年1月とされている。この見直しの時期に、多重債務問題の抜本的解決のため、出資法の上限金利を少なくとも、利息制限法の制限金利である年15～20%まで引き下げることが必要である。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であるにも関わらず、貸金業規制法43条に定める任意に支払った場合の「みなし弁済規定」は、その立法趣旨に反し、また、「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないものといえる。したがって、貸金業規制法43条は現在においては、その存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い、撤廃すべきである。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者（日掛け金融）については、その返済手段が多様化している今日において、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に要件を守らない違反行為が横行し、悪質取立ての温床になっていること等から、その存在意義自体を認める必要性はないので、日賦貸金業者に認められている年54.75%という特例金利は直ちに廃止する必要がある。

また、電話担保金融の特例金利である年54.75%も認める必要はなく、これも直ちに廃止されるべきである。

豊田市議会は、国会及び政府に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び、「貸金業の規制等に関する法律」を次のとおり改正することを強く要請する。

記

- 1 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正につき
  - (1) 現行法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。
  - (2) 現行法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
- 2 「貸金業の規制等に関する法律」の改正につき
  - (1) 現行法43条のみなし弁済規定を撤廃すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月23日  
豊田市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
内閣府特命担当大臣（金融経済財政政策）様